

# 外国人労働受け入れ拡大

政府

## 新たに「特定技能」

### 介護関係者反応さまざま

政府は12日、外国人労働者の受け入れ拡大に向け2019年4月導入を目指す制度の概要を明らかにした。新たな在留資格「特定技能」を2段階で創設し、国内で人手確保が難しい分野で受け入れる。

24日召集の臨時国会に出入国管理法などの改正法案を提出する。在留資格の新設は6月15日に閣議決定した骨太の方針に盛り込まれた。深刻な人手不足に対応するため、一定の専門性や技能を持つ

外国人を即戦力として受け入れる。分野ごとに相当程度の知識や技能、日本語能力を確かめる試験を行い、合格者に「特定技能1号」の資格を与える。在留が認められた分野であれば転職も

できる。また、最長5年の技能実習を修了した人は「1号」水準を満たしているとして試験を受けずに資格を変更できる。1号で入国した人がより熟練した技能があると試験で認められ

ば「特定技能2号」に移行できる。1号は家族の帯同を認めず、在留期間は5年。2号は帯同が認められ、更新を続ければ無期限で働ける。受け入れ分野は介護、農業、建設など十数種が検討されている。政府が定める基本方針をもとに、分野ごとに所轄する省庁が法務省と受け入れ方針を策定し、試験を実施する。受け入れ機関には、1号外国人に対し、生活相談への対応や日本語習得の支援などを求

める。報酬は日本人と同等以上とするなど、雇用契約で一定の水準を満たす必要がある。一方、不法滞在の増加を懸念し、法務省入国管理局を改組して出入国在留管理庁を新設し、対応を強化するこ

とも示された。介護分野では技能実習生の受け入れが始まって1年もたっていないことなどから、新たな在留資格に対する反応はさまざまだ。社会福祉法人六親会（千葉県）の湯川智美

常務理事は「介護分野の特定技能の受け入れについて詳細は未定だが、提供されるサービスの質が担保できることは要件として必要だ」と思う」と注文をつける。社会福祉法人のぞみ福祉会（長野県）の

甘利庸子理事長は技能実習制度と連動していることに賛同し「技能実習生が日本ですっと働きたいと思ったときの選択肢が広がるし、育成した施設側にもメリットがある」と話している。（榎戸新）